

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	生涯学習課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	重要文化財の現状変更等の許可の取消し、行為の停止命令
処 分 権 者	教育委員会
根 拠 規 定	文化財保護法第 43 条第 4 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	文化財保護法第 43 条第 4 項
処 分 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 重要文化財の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為の許可を受けた者が許可の条件に従わなかったときは、教育委員会は、許可に係る現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	生涯学習課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	重要文化財の公開の停止命令
処 分 権 者	教育委員会
根 拠 規 定	文化財保護法第 51 条第 5 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	文化財保護法第 51 条第 4 項・第 5 項
処 分 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 重要文化財の所有者、管理責任者又は管理団体が公開及び当該公開に係る重要文化財の管理に関する指示に従わない場合には、教育委員会は、公開の停止又は中止を命ずることができる。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	生涯学習課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	重要文化財の所在を変更して行う公開の停止命令
処 分 権 者	教育委員会
根 拠 規 定	文化財保護法第 51 条の 2

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	文化財保護法第 51 条第 4 項・第 5 項、第 51 条の 2
処 分 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 重要文化財の所在の場所を変更してこれを公衆の観覧に供するため法第 3 4 条 (所在の変更) の規定による届出があった場合において、公開及び当該公開に係る重要文化財の管理に関する指示に従わないときは、教育委員会は、公開の停止又は中止を命ずることができる。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	生涯学習課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	重要文化財の公開の許可の取消し、公開の停止命令
処 分 権 者	教育委員会
根 拠 規 定	文化財保護法第 53 条第 4 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	文化財保護法第 53 条第 1 項・第 4 項
処 分 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 重要文化財の所有者及び管理団体以外の者がその主催する展覧会その他の催しにおいて重要文化財を公衆の観覧に供することにつき許可を受けた者が許可の条件に従わなかったときは、教育委員会は、許可に係る公開の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	生涯学習課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	重要有形民俗文化財の公開停止命令 (第 51 条第 5 項準用)
処 分 権 者	教育委員会
根 拠 規 定	文化財保護法第 84 条第 2 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	文化財保護法第 51 条第 4 項・第 5 項、第 84 条第 1 項・第 2 項
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>重要有形民俗文化財の所有者及び管理団体以外の者がその主催する展覧会その他の催しにおいて重要有形民俗文化財を公衆の観覧に供することについて届出をした場合において、公開及び当該公開に係る重要文化財の管理に関する指示に従わないときは、教育委員会は、公開の停止又は中止を命ずることができる。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	生涯学習課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	重要有形民俗文化財の所在を変更して行う公開の停止命令 (第 51 条第 5 項準用)
処 分 権 者	教育委員会
根 拠 規 定	文化財保護法第 85 条

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	文化財保護法第 51 条第 4 項・第 5 項、第 51 条の 2、第 85 条
処 分 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 重要有形民俗文化財の所在の場所を変更してこれを公衆の観覧に供するため法第 3 4 条 (所在の変更) の規定による届出があった場合において、公開及び当該公開に係る重要有形民俗文化財の管理に関する指示に従わないときは、教育委員会は、公開の停止又は中止を命ずることができる。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	生涯学習課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	埋蔵文化財発掘の停止命令等
処 分 権 者	教育委員会
根 拠 規 定	文化財保護法第 92 条第 2 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	文化財保護法第 92 条
処 分 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、教育委員会は、法第 9 2 条第 1 項の規定に基づく届出に係る発掘に関し必要な事項及び報告書の提出を指示し、又はその発掘の禁止、停止若しくは中止を命ずることができる。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	生涯学習課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可取消、停止命令 (第 43 条第 4 項準用)
処 分 権 者	教育委員会
根 拠 規 定	文化財保護法第 125 条第 3 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	文化財保護法第 43 条第 4 項、第 125 条第 3 項
処 分 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可を受けた者が許可の条件に従わなかったときは、教育委員会は、許可に係る現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	
備 考	(秋田県) 市町村への権限移譲の推進に関する条例別表第 72 の 2 第 1 号により美郷町に権限移譲
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日